町 長	副町長	課長	主幹	担当	合 議

別記様式第4号

別記様式第4号						
会議等結果報告書						
 	会議 <u>・打合せ・協議</u> 文書番号 548					
会議区分	云					
名 称	上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会					
日時	平成23年10月27日(木) 10時30分~11時15分					
場所	上富良野町役場 2階 審議室					
出席者	委員:川上委員、長田委員、富山委員、田中委員(総務課長)、北向委員(建設水道課長) 5名 庶務 産業振興課長 商工観光班主幹 担当主査					
	から上富良野町企業振興措置条例第7条に基づく工場等の指定申請書が提出されたことから同条例施行規則第14条第1項第1号の規定により指定の可否について、上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会を開催し審査を行った。					
	1 委員長・副委員長の選出について					
	庶務担当課長開催あいさつの後、伊藤委員長、金子副委員長辞任に伴う委員長、副委員長					
	の後任について、委員相互の互選により委員長 川上幸夫氏、副委員長 富山太績氏に決定					
	した。川上委員長の就任あいさつ後、審査を行った。					
	2 工場等指定の可否について					
内 容	○担当主査から別紙資料により工場等の指定について説明。					
	生産設備の増設内容は、プラスチック製品製造業工場、投下固定資産額 40,640 千円、					
	増加する従業員 11 名 主にアルミケース、キャップの生産設備導入を行う。					
	助成内容については、固定資産税相当額の助成と従業員1につき15万円の助成が3年					
	間、固定資産評価基準日が平成25年1月1日のため助成については平成25年度からで助					
	成額については 1,034,400 円程度、平成 26 年度、平成 27 年度については、北海道の補助					
	金との調整がないため雇用助成が 900,000 円増額となる。					
	質疑1 新規雇用従業員について出向者についても対象となるのか。					
	担 当 新規指定時の雇用助成の対象外従業員であり、今回の生産設備増設により研修先					
	の茨城から帰町することとなるため増加する雇用従業員となり対象となる。					
	委員長 他に質疑がなければ、指定することを可とすることで決定するがよいか。					
	各委員 異議なし。(指定することで決定)					
	以上で会議を終了し、へ行き現地確認した。					